

# 家電リサイクル法対象機器、追加へ

2008年12月21日号

平成13年4月に家電リサイクル法が施行され、早7年が経過します。現在対象機器は、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機ですが、平成21年4月から対象機器が追加される予定です。

追加されるのは、①液晶テレビとプラズマテレビ、②衣類乾燥機です。液晶テレビは、カーナビなど携帯型以外の全品目が回収対象となります。小型の液晶テレビは軽量なため、購入者の半数が配送ではなく自分で持ち帰っています。よって、小売業者側は「配送の必要がない製品をわざわざ回収しなければならないのか」と反論していましたが、テレビ受信機能付き携帯電話(主機能がテレビではない携帯式のもの)だけが対象外となりました。最近では、洗濯と衣類乾燥が一台で可能な製品も多く出回り、衣類乾燥機が対象機器となったのは自然の流れと思われれます。

今後も対象機器は追加されていくでしょうが、地球環境を守るため勝手な不法投棄は絶対にやめましょう。